

改正案	現行
暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱	暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱
平成 19 年 4 月 1 日 国都まち第 119 号 国都市第 420 号 国住街第 259 号 国土交通省都市・地域整備局長通知 国土交通省住宅局長通知 改正 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	平成 19 年 4 月 1 日 国都まち第 119 号 国都市第 420 号 国住街第 259 号 国土交通省都市・地域整備局長通知 国土交通省住宅局長通知 改正 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>
第 1～第 2（略）	第 1～第 2（略）
第 3 補助金の額	第 3 補助金の額
1 都市機能まちなか立地支援	1 都市機能まちなか立地支援
<p>地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあっては、次に掲げる費用の合計の 3 分の 1 以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 以内で、かつ、当該費用の 3 分の 1 以内の額とする。ただし、都市・地域再生緊急促進事業（都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について（平成 21 年 1 月 27 日付け国都まち第 85 号、国都市第 367 号、国住備第 107 号、国住街第 202 号、国住市第 325 号）（以下「都市・地域再生緊急促進事業通知」という。）第 2 の一に規定する事業をいう。以下同じ。）にあっては、当該額に都市・地域再生緊急促進事業通知に基づき算出した額を加えた額とする。</p> <p>一 調査設計計画費</p> <p>イ 事業計画作成費</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（<u>令和 6 年国土交通省告示第 8 号</u>。以下「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする</p>	<p>地方公共団体、都市再生機構又は協議会が実施する事業にあっては、次に掲げる費用の合計の 3 分の 1 以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 以内で、かつ、当該費用の 3 分の 1 以内の額とする。ただし、都市・地域再生緊急促進事業（都市・地域再生緊急促進事業の補助対象等について（平成 21 年 1 月 27 日付け国都まち第 85 号、国都市第 367 号、国住備第 107 号、国住街第 202 号、国住市第 325 号）（以下「都市・地域再生緊急促進事業通知」という。）第 2 の一に規定する事業をいう。以下同じ。）にあっては、当該額に都市・地域再生緊急促進事業通知に基づき算出した額を加えた額とする。</p> <p>一 調査設計計画費</p> <p>イ 事業計画作成費</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（<u>平成 31 年国土交通省告示第 98 号</u>。以下「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。</p>

改正案	現行
<p>⑤～⑥（略） ロ～ハ（略） 二～七（略） 2～8（略） 第4～第5（略）</p> <p>附則（略） <u>附則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（略）</p>	<p>⑤～⑥（略） ロ～ハ（略） 二～七（略） 2～8（略） 第4～第5（略）</p> <p>附則（略） <u>（新設）</u></p> <p>別表（略）</p>